


## 第2回 町田市町区域の新設に関する 市民懇談会（小川・鶴間地区）を開催しました

◆開催日時 2014年11月27日(木)午後7時～8時30分

◆開催場所 南市民センター 第二会議室

◆会 員 小川・鶴間地区及び周辺地区の自治会町内会、商店会の代表  
小川・鶴間地区のNPO法人の代表

◆内 容（裏面の図面を参照してください）

- ① の箇所における住所整理の手法を検討した結果、隣接する既存の町との界を道路等の明確な区域とするため、既存の町へ編入することとしました
- ②新設する町区域案を検討し、A～Mの区域割とすることといたしました

◆次 回（第3回）

開催日時 2014年12月9日(火) 午後7時～8時30分予定

- ①新設する町区域の名称を検討します

### ○住所変更された際には諸手続きがあります

住居表示を実施し、住所を変更しますと、皆様が色々なところに登録している住所に関して、変更の手続きをする必要があります、以下のことにご注意ください。

実施前には手続きに関しての説明会を別途皆様へ通知の上行います。

#### 主な手続き一覧

##### お住まいの方や事業所で手続きを行うもの

例:住民基本台帳カード(写真付のみ)、身体障害者手帳など

年金加入者(厚生年金・共済組合加入者及びその扶養者)、年金受給者(共済年金)

自動車運転免許証や国家資格など、銀行口座、クレジットカード、生命保険、医療保険など

不動産(土地・建物)の所有名義人の住所変更、会社・法人などの登記の所在地変更

代表者等の住所変更

##### 「市」法務局で手続きを行うもの

例:住民基本台帳、戸籍、国民健康保険被保険者台帳、児童手当など

土地登記簿、建物登記簿の表題部の所在

※ 封筒、名刺等住所を記載するものを新たに作成する場合は、数量・変更次期などを  
ご考慮ください。

**裏面あります**

# 新町区域検討図

